

平成24年9月26日
神戸運輸監理部

事業者等の皆様へ発注者綱紀保持対策のお知らせ

国土交通省では、公共工事における談合等の不正行為を排除するため、様々な取り組みを行ってまいりましたが、平成17年5月に鋼橋上部工事の発注に関して大規模な談合事件が発生したことを踏まえ、同年7月に「入札談合の再発防止対策について」を取りまとめました。

また、平成19年には水門設備工事をめぐる入札談合に元職員が関与していたとして、公正取引委員会から改善措置要求がなされたことに鑑み、神戸運輸監理部においても発注者のコンプライアンスの確立が喫緊の課題となっています。

国土交通行政に対する国民の信頼を確保する上でも、改めて綱紀の厳正な保持が求められており、発注者として、関係法令の遵守はもとより、服務規律の確保を図るとともに、国民の疑惑を招くような行為は厳に慎むことを徹底するため、職員が守るべき規範として「神戸運輸監理部発注者綱紀保持規程」を定めました。

同規程に基づき、神戸運輸監理部における発注者綱紀保持対策について、下記のとおりお知らせいたします。

1. 事業者等の皆様との対応について

事業者等の皆様におかれましては、執務室への出入りを制限し、受付カウンターや打合せテーブル等の応接スペースにおいて対応させていただきます。

2. 事業者等からの不当な働きかけに対する対応について

事業者等から不当な働きかけがあった場合には、これを拒否し、記録の上、公表いたします。

皆様のご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

神戸運輸監理部総務企画部会計課
Tel 078-321-3143